

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 51 条ただし書き の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

鹿児島市長 様

令和元年12月23日

申請者氏名 株式会社荒川 代表取締役 荒川 直文



【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ アラカリ タケノコ アラカリ ナオヒ
- 【ロ. 氏名】 株式会社荒川 代表取締役 荒川 直文
- 【ハ. 郵便番号】 890-0072
- 【ニ. 住所】 鹿児島県鹿児島市新栄町4-8
- 【ホ. 電話番号】 099-254-4131

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 （一級）建築士 （ 大臣 ） 登録第 189583号
- 【ロ. 氏名】 戸子田 靖
- 【ハ. 建築士事務所名】
（一級）建築士事務所（鹿児島県）知事登録第 1-28-107号
トコダ設計
- 【ニ. 郵便番号】 899-2704
- 【ホ. 所在地】 鹿児島県鹿児島市春山町223番11号
- 【ヘ. 電話番号】 099-278-5882

※手数料欄		160,000円	
51条但書			
※受付欄 1.12.23 令和 年 月 日 第 号 係員印	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄 令和 年 月 日 第 号 係員印
※公告欄 令和 年 月 日 第 号 係員印	※公開による意見の聴取の期日欄 令和 年 月 日 第 号 係員印	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会 令和 年 月 日 第 号 係員印

別紙

【追加の設計者】

(棟番号)

【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 167420号

【ロ.氏名】 山之内 和比古

【ハ.建築士事務所名】

(一級) 建築士事務所 (鹿児島県) 知事登録第 1-30-192号
有限会社アイデア設計

【ニ.郵便番号】 890-0046

【ホ.所在地】 鹿児島市西田 3丁目 8番 24号 サニーサイド21 405

【ヘ.電話番号】 099-253-4811

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 鹿児島市七ツ島一丁目40番6の一部

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし (法第22条区域)

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

鹿児島港臨港地区、屋外広告物規制地域、第一種特定建築物制限地区、立地適正計画区域
景観計画区域

【5. 道路】

【イ. 幅員】 18.500m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 233.030m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】

(1) (10,723.63) () () () m²

(2) () () () () m²

【ロ. 用途地域等】

(準工業地域 /) () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(200.00) () () () %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(70.00) () () () %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 10,723.63m²

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200.00%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70.00%

【チ. 備考】

角地緩和

【7. 主要用途】 (区分 08620) 廃棄物破碎施設

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (2,525.51) () (2,525.51) m²

【ロ. 建蔽率】 23.56%

【10. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	(2,637.29)	()	(2,637.29) m ²
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	() m ²
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	() m ²
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	() m ²
【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	() m ²
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	() m ²
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	() m ²
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	() m ²
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	() m ²
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	() m ²
【ル. 住宅の部分】	()	()	() m ²
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	()	()	() m ²
【ワ. 延べ面積】	2,637.29m ²		
【カ. 容積率】	24.60%		

【11. 建築物の数】

- 【イ. 申請に係る建築物の数】 3
- 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 令和2年4月10日

【13. 工事完了予定年月日】 令和2年12月10日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 鉄骨造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 7.900m

【ロ. 最高の軒の高さ】 7.750m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 m²)(申請以外の部分m²)(合計 m²)
(1階)(08620)(前処理棟)(1,399.25)() (1,399.25)

【ロ. 用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 m²)(申請以外の部分m²)(合計 m²)
(08620)(破砕前の前処理室)(1,175.00)() (1,175.00)
(08520)(フロンボンベ保管室)(16.50)() (16.50)
(08990)(休憩室)(18.39)() (18.39)
(08990)(その他)(189.36)() (189.36)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】 2

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 鉄骨造

【4. 高さ】

【4. 最高の高さ】 15.300m

【4. 最高の軒の高さ】 15.150m

【5. 階別用途別床面積】

【4. 階別用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 m²)(申請以外の部分 m²)(合計 m²)

(1階)(08620)(機械破碎選別場) (1,046.04) () (1,046.04)

【4. 用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 m²)(申請以外の部分 m²)(合計 m²)

(08620)(機械破碎選別場) (595.72) () (595.72)

(08520)(ダスト置場) (176.12) () (176.12)

(08990)(その他) (274.20) () (274.20)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】 3

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 鉄骨造

【4. 高さ】

【i. 最高の高さ】 5.000m

【ii. 最高の軒の高さ】 4.600m

【5. 階別用途別床面積】

【i. 階別用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 m²)(申請以外の部分 m²)(合計 m²)

(1階)(08470)(事務所)(192.00)() (192.00)

【ii. 用途別】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分 m²)(申請以外の部分 m²)(合計 m²)

(08470)(事務所)(192.00)() (192.00)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

令和元年 12 月 23 日

鹿児島市長 森 博幸 殿

申請者

住所：鹿児島市新栄町 4 番地 8 号

氏名：株式会社 荒川

代表取締役 荒川



申請理由書

当社は、昭和 29 年から有価物処理業を開始し、現在、処分業の許可を受け、家電のリサイクル及び一般廃棄物や産業廃棄物の処理を行っています。そのような中で、鹿児島県の南港の利用見直しによる架橋建設等の計画推進により、当社の南港事務所の移転が必要となり、その代替地として鹿児島市七ツ島一丁目（40 番 6 の一部）に移転することになりました。

また、近年の資源リサイクルの大きな課題として、環境を守り、資源を有効活用するため、リサイクルの処理工程を強化、高度選別し、単一素材にすることで再生利用をさらに進めていくことが求められていることから、移転に伴い、処理工程を強化し高度選別ができる新たな破碎施設の設置を計画しているため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を申請いたします。

1. 施設の概要

産業廃棄物の処理能力：木くず 172.3 t/日（16 時間稼働）

処理品目：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず

一般廃棄物の処理能力：ガラス・陶磁器製品類 429.8 t/日（16 時間稼働）

処理品目：プラスチック製品類、金属製品類、ガラス・陶磁器製品類、古紙類、草木類（木製品類を含む）、繊維製品類

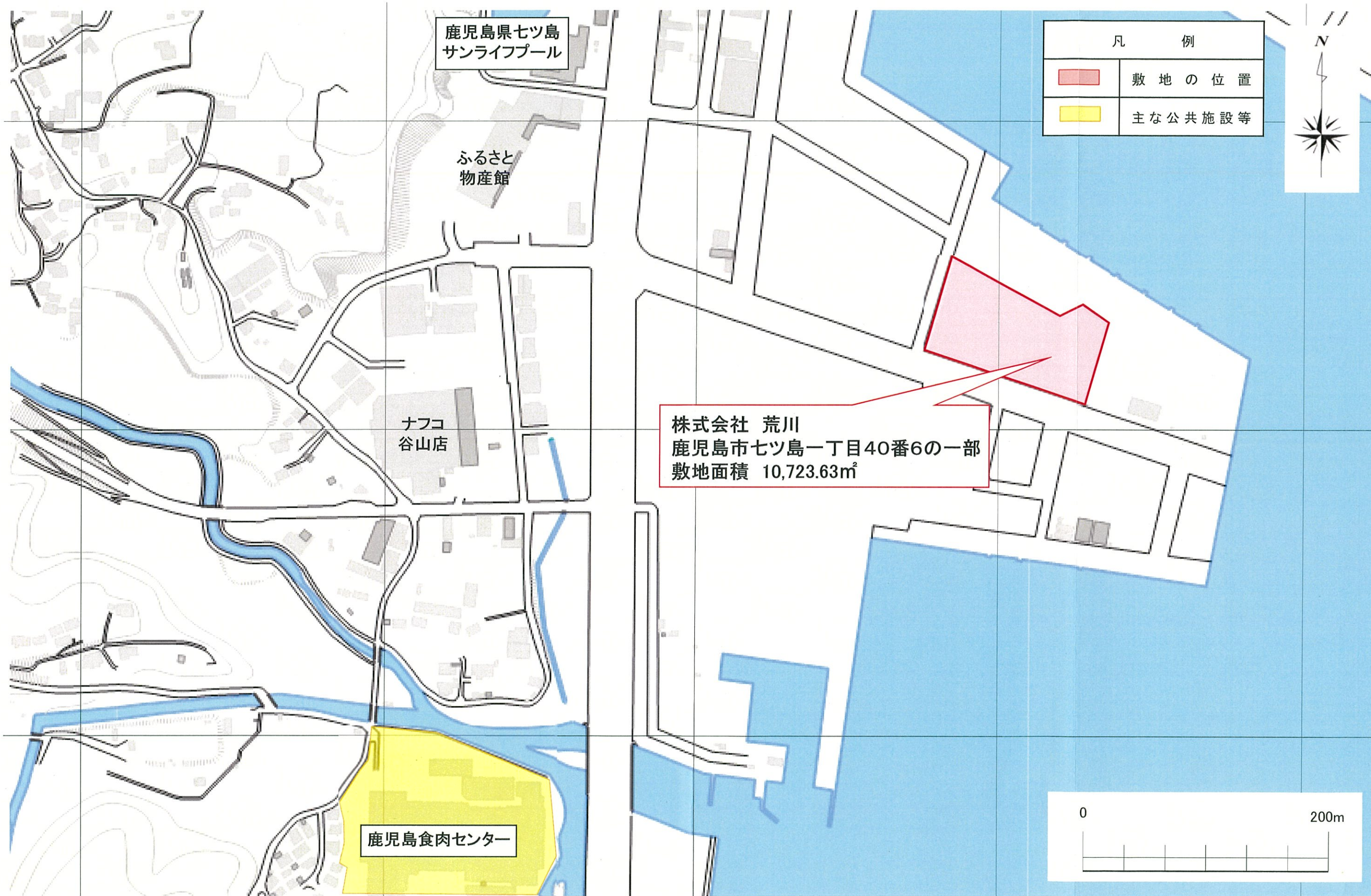
2. 周辺への影響

廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、周辺の生活環境への影響を測定し分析を行った結果、地域の生活環境に及ぼす影響は小さいと評価された。

3. 周辺への説明

敷地境界から 100m の範囲内にある建物及び土地の所有者及び使用者に計画内容の説明したところ、反対意見はなかった。

以上を考慮していただき、何卒、許可をくださいますようお願いいたします。



一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について S=1:3000